

令和5年第1回定例会

## 経済文教常任委員会記録

令和5年3月7日（火）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時54分

### ○出席委員（5名）

5番 坂本 崇 委員      8番 石山 敬 委員      10番 千葉 浩規 委員  
12番 外崎 勝康 委員      16番 今泉 昌一 委員

### ○欠席委員（1名）

7番 福士 文敏 委員

### ○出席理事者（5名）

農林部長 中田 善大      農政課長 堀子 義人  
教育部長 成田 正彦      学務健康課長 相馬 隆範  
博物館長 吉崎 拓美

### ○出席事務局職員（2名）

次長 補佐 高屋 憲      書記 外崎 容史

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、配付しております議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

---

議案第22号 弘前市岩木カントリーエレベーター条例を廃止する条例案

議案第29号 不動産の無償譲渡について（岩木カントリーエレベーター）

---

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第22号弘前市岩木カントリーエレベーター条例を廃止する条例案及び議案第29号不動産の無償譲渡についての以上2件は関連がありますので、一括して審査に供します。

議案第22号及び第29号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

○農林部長（中田善大） 議案第22号弘前市岩木カントリーエレベーター条例を廃止する条例案及び議案第29号不動産の無償譲渡についての議案2件につきまして一括して御説明申し上げます。配付させていただきました資料により御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧願います。

まず、本提案の趣旨であります。市のファシリティマネジメントの観点から、岩木カントリーエレベーター条例を廃止し、岩木カントリーエレベーターを民間団体へ無償譲渡しようとするものであります。

施設譲渡に向けた対応方針といたしましては、本施設は、現時点において大規模な改修を要するものではありませんが、整備から20年以上経過しており、利用者のほとんどが施設管理者の組合員であること、利用者数は減少傾向にあること、市のファシリティマネジメントの観点等から、弘前市公共施設個別施設計画の方針のとおり、令和4年度をもって市の施設としては廃止しようとするものであります。

市の施設としての廃止に当たりまして、施設が建設されている土地の所有者で、施設管理者でもあるつがる弘前農業協同組合と施設譲渡に係る協議を重ねてきた結果、本施設に係る引受けの意思が示されたところであります。

譲渡の協議等におきまして、市が農協以外の第三者へ施設を譲渡する場合、土地を使用させる意思がなく第三者への譲渡は困難なこと、また、市がこのまま施設を所有し続け将来的に解体する場合、不動産鑑定額を上回る経費が見込まれることを確認しております。

加えて、本施設は建設の際に国庫補助を受けており、財産処分の制限期間内でありますが、補助目的に従った使用で、かつ無償譲渡の場合には、国庫返還金は発生しないこととされております。

本施設に限らず、社会情勢の変化等による利用料金の変更の可能性等ではありますが、これらのことを総合的に勘案し、施設の利用者が現状のまま使用が可能であり、将来的な財政負担の回避、市の施設総量の削減が図られるなど、公益上有益であることから、本施設をつがる弘前農業協同組合へ無償譲渡しようとするものであります。

なお、譲渡の条件としまして、農業経営における省力化及び低コスト生産の促進を図るため、建物の引渡しを受けた後10年間、建物を米穀の乾燥、調整及び貯蔵の用途に供することとし、建物を利用しようとする者の範囲は、農協の組合員など、米穀の乾燥、調整及び貯蔵をしようとする者としております。

以上をもちまして、提案の趣旨説明を終わります。御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○委員長（今泉昌一委員） 議案第22号及び第29号の以上2件に対し、御質疑ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） 資料を見ると、利用者は減少傾向にあるということですので、利用者の人数についてひとつお願いします。

もう一つは、将来的に解体する場合、不動産鑑定額を上回る経費が見込まれるということですが、不動産鑑定評価額については資料にも掲載されているのですが、将来的に解体する場合の費用というのは大体いかほどになるのか、答弁をお願いします。

○農政課長（堀子義人） まず利用者でございますが、令和2年度が223人、令和3年度が215人、令和4年度は198人となっております。

続きまして、解体費用でございますけれども、現時点では6600万円と試算されております。

○12番（外崎勝康委員） 私のほうから3点ほど聞きたいと思います。

一つは、これは確認の意味も込めてお聞きしたいのですが、今回FMの観点からということで、令和4年度をもって市の施設としては廃止するということなのですが、その背景を簡単にいいのでちょっとお聞きしたいと思います。

それで二つ目として、今回、国庫補助を受けており、財産処分の制限期間内であるが、補助目的に従った使用であるのですが、この財産処分ということの残高はどのくらいあるのかなというのをお聞きしたいと思います。

それから今回、国庫、要は返還金が発生しないということなのですが、この返還金が発生しない要件というのは、例えば9年使ったらいいとか、例えば一、二年使っても——そういうことではないと思うので、その要件に関してお聞きしたいと思います。

○農政課長（堀子義人） まず1点目、背景でございますけれども、市のファシリティマネジメントの観点から、農林部で所有しておりました各施設を順次、民間のほうに譲渡しております。一昨年度来、3施設譲渡しておりますけれども、今回農協との協議も整いましたので、岩木カントリーエレベーターを譲渡するというものでございます。

二つ目の国庫の残高ですけれども、現在の建物の資産の価値からいきますと、仮に今国庫補助金を返還するとなりますと、1375万6760円が返還金の額となります。

最後に要件でございますけれども、当初設置した施設と同じ内容で、耐用年数であります31年間、同様の状況で使うということであれば、施設の所有者にかかわらず返還金は発生しないということでございます。

○12番（外崎勝康委員） すみません、最後の要件のところがちょっとよく理解できないので、もうちょっと分かりやすく御説明いただけますか。ちょっと今、もう1回、要件のところ。ちょっと理解できないので、ごめんなさい。もう1回お願いできますか。耐用年数が31年というお話が今あったけれども。

○農政課長（堀子義人） その前に、先ほど一つ、発言で誤りがございましたので訂正いたします。これまで市のほうで民間に譲渡したと、先ほど私は3施設と申しましたけれども、4施設の誤りでございました。大変申し訳ありませんでした。

それから、返還の要件ということでございますけれども、国庫補助金に係ります財産処分の制限期間が建物につきましては31年間。この期間内に目的外の使用であったりとか、解体ということになりますと返還金が発生いたします。この期間につきましては、31年間の期間が令和14年9月まで、残り9年6か月となっております。この期間内、現在と同じ、現在使っております目的で使用するものであれば、返還金は発生しないということでございます。

○12番（外崎勝康委員） 分かりました。では、同じ目的であればいいということなのですね。

それで、そうであれば、例えば今回、基本的には、20年以上が経過しているということなのですが、その経過の、要は何年以上とか、そういう規定はないのですか。

○農政課長（堀子義人） 31年の期間内に目的外使用となれば返還となりますけれども、年数につきましては、31年以内であれば同じでございますので、20年経過であっても、その後であっても変更はございません。（「いやいや、例えば5年とかでもいいかということを知っている。そういうことを知っているのですよ。3年、5年でもいいかと知っているのです」と呼ぶ者あり）これにつきましては、国との協議の中で、現在の期間が、今3年、5年というお話がありましたけれども、31年の期間内であっても目的が変わらなければ返還を生じないということでお話を頂いております。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第22号及び第29号の以上2件に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第22号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

## 議案第23号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第23号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第23号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。お手元に配付してございます資料、またはタブレットで新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、学校給食審議会の任期を「委嘱の日から委嘱した日の属する年度の末日まで」という実質1年未満の任期から、「委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日まで」という実質2年未満に任期を延長し、附則につきましては、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

提案理由といたしましては、学校給食審議会の審議案件は、給食費の価格改定や衛生管理、献立、食育関係など、その分野は多岐にわたるものであるため、学校給食に係る知識の構築とその内容を把握していただき、より活発な意見の聴取や審議を行う必要があることから、1年の任期では短く、任期を延長するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） 審議会の年間の開催数についてが一つです。

あとは委員の構成ですが、これは条例に書かれているわけですが、15人以内ということになっておりますので、実際の委員の構成はどうなっているのかと。

三つ目は、審議会ではどのような内容、どのようなことを審議するのかということ、まず答弁をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） まず、学校給食審議会の開催回数でございます。年2回程度開催することとしております。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の関係で1回の開催となりましたが、令和4年度は8月と2月の計2回開催しております。

続いて、委員の構成についてでございます。弘前地区小学校長会会長の推薦を受けた者が2名、弘前市中学校長会会長の推薦を受けた者が1名、弘前市連合父母と教師の会会長の推薦を受けた者が2名、弘前市学校給食主任会会長の推薦を受けた者が2名、弘前市学校保健会会長の推薦を受けた者が1名、弘前市学校薬剤師会会長の推薦を受けた者が1名、青森県中南地域県民局地域健康福祉部保健総室長の推薦を受けた者が1名、学識経験のある者が1名、農業関係団体を代表する者が1名、公募による市民が3名までとなっておりますが、現在は1名となっております。

続きまして、審議の内容についてでございます。学校給食費の改定や衛生管理、献立、食育に関する事など、その内容は多岐にわたるものでございます。今年度は、第1回において、健康都市弘前の実現に向けた取組の一つとして実施する規格外の農産物を使用した学校給食の提供について、第2回審議会では、物価高騰により影響を受けている学校給食費について審議をしております。

○10番（千葉浩規委員） 審議会でも物価高騰による学校給食費についても議論されたということですが、委員からどのような意見が出されたのか答弁をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 委員の皆様からは、現在の質と量の維持は必要であるため値上げもやむを得ないとの御意見や、光熱水費の値上げもあり、家庭の負担が増えるのは難しいので、食材高騰分については引き続き市で負担してほしいとの御意見、また、費用を抑えるために地産地消の機会を少なくするのはやめてほしいなどの御意見を頂いております。

○10番（千葉浩規委員） 委員からそういう御意見があったわけですが、市教委としては、これに対してどのような対応を取るのか答弁をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 教育委員会といたしましては、来年度につきましても、令和4年度同様のできる限り保護者の負担を増やすことなく、質や量を保った学校給食を提供できるよう、献立の創意工夫や有利な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○12番（外崎勝康委員） 私から、1点だけお聞きしたいと思います。

今回、任期の改正ということなのですが、今まで任期でやっぱり何らかの不具合があったと思うのですが、その具体的な不具合をお知らせいただきたいということで、今回の改正によって、その辺がこういうふうに変更されるということだと思ふ。もうちょっと具体的にお話しただければと思います。

○学務健康課長（相馬隆範） 大きく影響を及ぼしたということはありませんが、現在の任期でありますと実質1年未満ということでございますので、短い任期であることに加えて、年間の会議数も2回程度ということから、各委員からの御意見を伺っていても、学校給食について知識を深めた頃には任期が終了してしまうといったケースが多いように感じてございます。

○12番（外崎勝康委員） 分かりました。それで今回、ある意味では2年程度ですね。この2年程度というのが、今のお話だとなぜ2年なのかなと、もっと長くてもいいのではないかと

う話になっていくのですが、その辺をもうちょっと、任期に関しての考え方をもうちょっと具体的にお話いただければと思います。

○学務健康課長（相馬隆範） 任期の2年については、国の審議会のほうでは2年以内ということで規定されているというふうに認識してございます。ですので、現在の1年では期間が短いということで、2年以内ということで考えてございます。

○12番（外崎勝康委員） 分かりました。国の仕様として2年以内ということなのですね、はい。ちょっと分かる範囲でいいのですが、なぜ国は2年にしているのかということと、今のお話を聞けば、2年ではなくてもっと、それなりの人だったらもっと長くやってもらったほうが、食材も深まっていくし、いろいろな意味で、特に学校給食に関しては様々な意見が交わされているし、国としても無償化の話も出たりとか、いろいろな状況が変わっている中で、何かその辺、例えば3年とかでも、マックスで5年とか——5年は長いかもしれないけれども、もうちょっと各自治体のそういうふうな考え方に応じた任期というのは設定できないのかなというふうに今ちょっと思ったのですけれども。その辺、答えられる範囲でいいです。御感想を頂ければと思います。

○学務健康課長（相馬隆範） 委員の構成の中で、市民からの公募の委員の方が3名以内ということで規定をしてございます。審議会では様々な方に委員に入っていておりますけれども、市民の方から公募で入っていただくということで、より幅広い御意見を聴取できるものと思っております。これが任期が長くなると、やはりその方に、多くの方から意見を頂くという点では、あまり長い期間を設定してしまうと、より幅広い意見が聴取できないということになりますので、その辺も勘案しまして2年ということで設定をしたものでございます。

○12番（外崎勝康委員） よく分かりました。ただ、やっぱり中心的な人ですよ。例えば専門的な人とかは、例えば今言った公募の人は1年に1回替えるとか、2年に1回替えるとか、いろいろなやり方があると思うのですが、その専門的に、ある程度中心的な人はもうちょっと長くやるとか、もうちょっと柔軟な体制があってもいいのではないのかなというふうに思い、今の質疑をいたしました。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

## 議案第24号 弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） 最後に、議案第24号弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第24号弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、博物館法の一部改正に伴い、弘前市立博物館及び高岡の森弘前藩歴史館の設置に関する規定を整備するなど、所要の改正をしようとするものであります。

まず、改正内容につきまして御説明いたしますので、本日差し替えをお願いしておりましたこちらの資料1のほうを御覧いただきたいと思っております。

差し替え理由につきましては、資料の2ページ目、資料1の別紙の改正文案のところですが、(2)の高岡の森弘前藩歴史館条例の表中の第1条及び第4条のところの一部記載の誤りがございました。歴史館の条例なのですが、誤って博物館と記載したところがございます、そこを修正させていただいております。大変申し訳ございませんでした。

改正する内容といたしましては、博物館法に規定する公立博物館の設置に関する規定の削除及び博物館協議会の設置等に関する規定の条ずれに伴い、これらの条項を引用している弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の第1条及び第4条を改正するものであります。

条例第1条は条例の趣旨についての規定であります、引用している旧博物館法第18条の削除に伴う条文改正と、引用している旧博物館法第22条が第25条へ条ずれしたことに伴う条文改正を行うものであります。

条例第4条は博物館協議会についての規定であります、引用している旧博物館法第20条が第23条へ条ずれしたことに伴う条文改正を行うものであります。

改正文案の新旧対照表といたしまして、資料の2ページ目、資料1の別紙でございますが、そちらのほうに添付してございますので御覧ください。

(1)は弘前市立博物館条例の改正文案、(2)は高岡の森弘前藩歴史館条例の改正文案となっております、ともに附則につきましては、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

資料1ページ目にお戻りください。参考として条例で引用している旧博物館法の第18条、第20条、第22条の条文を記載しております。

次に、資料3枚目に資料2といたしまして、博物館法の一部を改正する法律の概要と題した国が示した資料を参考として添付しております。

概要といたしましては、Ⅰ、法律の目的及び博物館の事業の見直し、Ⅱ、博物館登録制度の見直しなどとなっております。

また、その次のページには資料3といたしまして、博物館法の新旧対照表を参考資料として添付しておりますので、お目通しくださいませと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） 博物館法の改正については資料として添付されているわけですが、博物館法が今回改正されたその背景や、あともう少し説明のほどよろしくお願ひします。

○博物館長（吉崎拓美） そうすれば、博物館法の改正内容につきまして、もう少し詳しくということでしたので、今お手元に配付してございます資料2、博物館法の一部を改正する法律の

概要を御覧いただきたいと思います。そちらに基づいて説明させていただきます。

まず、法の改正の趣旨といたしまして、この博物館法は昭和26年に制定されているということで、それから約70年が経過したということもありまして、その間、博物館を取り巻く状況の変化であるとか、博物館に求められる役割が多様化・高度化しているということを踏まえまして、法律の目的や博物館の事業、博物館の要件などを見直すなど、法の規定を整備するという趣旨でございます。

概要につきましては、Ⅰ、法律の目的及び博物館の事業の見直しの部分であります。まず、白丸の一つ目、博物館法の目的に、社会教育法に加えまして文化芸術基本法に基づくということが追加されました。この意味合いといたしましては、これまで博物館が果たしてきた資料の収集や保管であるとか、展示・教育普及・調査研究といった社会教育施設の基本的な役割・機能を今後とも果たしていくということをしなごら、博物館が社会教育施設と併せて文化施設としての双方の役割・機能を担うために、社会の変化に応じた博物館の実現を図っていくという趣旨のその目的の改正となっております。

白丸の二つ目に記載の部分につきましては、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されたといったほかに、努力義務ではございますが、ほかの博物館などとの連携や地域の多様な主体との連携・協力による文化観光、その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務として追加されてございます。

Ⅱの部分ですが、こちらは博物館登録制度の見直しという部分でございますが、こちらは、まず1の登録要件の見直しといたしまして、まず白丸の一つ目、今までですと、地方公共団体や一般社団法人、財団法人などに限定していた博物館の設置者の要件を改めまして、例えば、学校法人であるとか株式会社であるとか、そういった法人類型にかかわらず博物館として登録できるようになるというものです。

この見直しによりまして、既に登録している博物館であっても再度登録の申請が必要となってまいります。ちなみに、現在、市立博物館と高岡の森弘前藩歴史館につきましては、登録博物館となっております。ですが、また再度申請が必要になるといったものでございます。

白丸の二つ目につきましては、登録の審査の部分ですが、こちらは博物館資料の収集のほか、展示及び調査研究を行う体制などが基準に適合するかどうかを審査することとしており、その基準については都道府県などの教育委員会がその基準を定めるということとなるものでございます。

2の登録審査のし手続等の見直しの部分の白丸の二つ目ですが、登録博物館の設置者は、博物館の運営状況について、定期的に都道府県の教育委員会に対して報告するということが出てくる部分でございます。

Ⅲ、その他の規定の整備は、記載のとおりでございます。

Ⅳの施行日・経過措置につきましては、施行日は令和5年4月1日からと。経過措置につきましては、既に登録されている博物館については、施行から5年間は登録博物館とみなすという経過措置がございますので、今現在、登録博物館となっている施設——市立博物館、歴史館も含めて、4月1日以降、再度申請して登録される必要がありますので、今後5年間の間に登録に向けてそういったし手続や準備等を進めていくということになります。

概要の説明については、以上でございます。

○10番（千葉浩規委員） ありがとうございます。それでは、当市の博物館、歴史館について、今回この博物館法が改正になったわけなので、それについての対応ということなのですけど



も、目的に文化芸術基本法の本質に基づくという文言があったわけですが、今後、本市の博物館、歴史館は、この文言が加わることによってどのような変化が出るのかということと、あとは博物館、歴史館の資料のデジタル・アーカイブ化も追加されたわけですが、現在の状況と今後の課題についてです。

もう一つは、Ⅲのところ、学芸員の研修等について記載があるのですが、本市の博物館、歴史館の学芸員や職員の配置状況と研修実施の状況はどうなっているのかということと、それで法改正でこの研修の対象というのは、本市においてはどのような対応になるのかということで、答弁をお願いします。

○**博物館長（吉崎拓美）** まず、法の目的に文化芸術基本法の本質が追加されたということで、今後の博物館と歴史館の活動と申しますか、そういった部分について、今回の改正によりまして、博物館は社会教育施設と文化施設の双方の役割と機能を担うこととなるといったものでございます。

それを受けまして、今後の博物館、歴史館の活動といたしましては、まず、博物館業務の本幹となります資料の収集、保管、展示、教育普及、そして調査研究といった活動を引き続ききちんと、しっかりと行いながら、本市の歴史や文化につきまして、次代を担う子供たちにきちんと引き継いでいくという社会教育施設としての役割を十分果たしていくとともに、博物館、歴史館が地域における文化振興の役割を担うために、まちづくりであるとか観光などの観点から、市長部局の文化振興課であるとか観光課、あるいはその関係機関であるとか民間団体と相互に連携を図りながら、博物館、歴史館の活用・発信に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、デジタル・アーカイブ化の現在の状況と課題といった部分でございまして、現在、博物館におきましては、資料のデジタル化というのはなかなか進んでいないという現状となっております。ただ、歴史館においては、観覧用といたしまして、高照神社の奉納の絵馬であるとか、資料の一部をデジタル化してタッチパネルで見られるような対応をしている資料もございまして。

ただ、デジタル化にはなかなか着手できていないというのが現状でございまして、課題といたしましては、博物館で収蔵している資料をデジタル化するためには、1点1点画像で落とし込んで、それらの情報を集約してデータベース化するということが必要になりますので、それに対してそれなりの時間なり労力が生じてくるということが一番大きな課題になってくるのかなと考えています。

資料をデジタル化することで、資料管理業務の効率化が図られるとか資料が活用しやすくなるとかといった、必要性も高いものと考えておりますので、デジタル化に向けた取組について今後検討していくということとしてございます。

それから、学芸員の配置状況につきましてですが、まず博物館ですが、現在、職員12名体制で業務を行っています。うち職員につきましては、館長1名、館長補佐1名、係長1名、主事1名、学芸員2名、職員が全部で6名と、そのほか会計年度任用職員の事務員が4人と職員の欠員補充のための短期雇用の事務員の方が2名、合わせて6名の会計年度任用職員でもって、現在12名となっております。

一方、歴史館のほうは、館長が博物館と兼務しておりますので、館長を除いて8名の体制で行っています。うち職員は、館長補佐1名、係長1名、再任用の職員1名と主事級1名、学芸員が1名の5名で、会計年度任用職員の事務員が3名で、合わせて8名の体制で業務を行っています。

それから研修の実施状況であります。国や都道府県が実施する研修対象について、これまででは学芸員と学芸員補が対象とされていましたが、今回の改正で、学芸員・学芸員補以外に、館長であるとか、あるいは博物館の職務に従事するその他の職員も対象とするという、今回の法改正でなりました。

国のほうでは、令和4年度におきましては、学芸員や文化財担当を対象とした研修につきましては、全部で28件ほど研修メニューがございます。そのうち、今年度当方で学芸員が参加した研修については、3件に参加してございます。

○10番（千葉浩規委員） 最後に、この登録の問題なのですが、既に登録されている博物館は施行からの5年間は登録博物館とみなすということなのですが、また再度登録しなければいけないということですが、そうした場合、博物館、歴史館の登録に向けての今後の対応はどのようなものなのか、答弁をお願いします。

○博物館長（吉崎拓美） 今回の法改正で大きい部分ではありますが、その登録制度の見直しということで、登録博物館であっても今後、再度申請、登録に向けた手続、準備が必要となります。

その登録の基準が、またちょっと内容も見直しされておまして、今までであると、例えば単に資料を持っているとか、建物と土地があるとか、あるいは館長、学芸員がいるとかといった基準だったのですが、その基準が、例えば資料の収集・保管であるとか、調査研究がきちんとできている、できる体制にあるとか、あと学芸員なりその他の職員がきちんと配置されているとか、あるいは施設整備がその基準に合致しているとか、そういった要件となってくるので、今後、県の教育委員会が示します基準、これから示されると思うのですが、その基準に従いまして、当方でも登録に向けた申請の準備、手続をしまいたいと考えてございます。

○12番（外崎勝康委員） 今回の登録に関してちょっとお聞きしたいのですが、これから準備することなのなのですが、今、特に市として足りない点、特にポイントとして、これはきちんと準備しなければ駄目だというのがありましたら、それを1点だけお聞かせください。

○博物館長（吉崎拓美） 今後の手続を進めるに当たってちょっと足りない部分、今後ここに力を入れていったほうがいいと考えている部分につきましては、やはり当館で所管する、例えば博物館でも歴史館でもそうなのなのですが、収集している資料、そういった目録なり、そこがまだちょっと紙台帳で管理している部分もありますので、そこら辺の管理の部分をもうちょっと、法改正によってデジタル化という動きもありますけれども、まずはそういった資料の確認といいますか、そういった部分に今後やっぱり力を入れていって、その申請に向けて、登録に向けて手続の準備を進めていければと思います。

○教育部長（成田正彦） ちょっと補足させていただきます。

不足している部分ということなのですが、博物館の学芸員が、先ほど2名しかいないというところなのなのですが、2名で年5回から6回の展示会を開くということになりますと、資料の準備、展示、返却をやっていると、もう次の展示の準備に、終わったらまたすぐに入らなければならないというところで、やっぱり一番大きく不足しているところというのは、研究がなかなか進んでいないということがあります。

ですので、本来、博物館というのは、資料を収集してしっかり保存する、それを活用して展示する、あと調査研究、この三つが三本柱であるのですが、この調査研究の部分がちょっと今あまりできていないような状況ですので、やはりもう少し学芸員を増やして、年間

1人が1回か、多くても2回程度の展示を担当して、それ以外のときは、やはり博物館にある資料とかといったものを調査して研究して、それをまた生かして次の展示につなげていくといえますか、そういったところが今後さらにやっぱり求められるだろうというところで、その辺も今後やっぱりしっかりと研究分野を充実させていく必要があるというところがございます。

○5番(坂本 崇委員) ただいまの不足している部分にちょっと関連するのですが、博物館はいろいろな資料を所蔵していると思うのです。それで、あまりにもたくさん資料が増えた場合に、所蔵庫というか、保管の部分でかなりたくさん資料が入って、新しい資料、例えば市に寄贈されたりとかしたときに置く場所に困っているというような話を漏れ伝え聞いておるのですが、その辺がどうなっているのかと。あと、物によっては、博物館所蔵のものと、図書館のほうに行っているものもあるのではないかなというふうに思っておるのですが、その分け方の違いとか、あるいは何か事情があってそれぞれに所蔵されていると思うのですが、その辺の事情についてお聞きいたします。

○博物館長(吉崎拓美) 資料の収集に当たっての収蔵庫の問題ということで、確かに何でもかんでも資料を受けるといことにはなかなか、その収蔵庫の問題もありますので、難しい部分がございますので、まずはその資料の状態といいますか、どういった物なのかということと、あと、例えば今後の展示に活用できるものなのかとか、当市の歴史等々に深く関わっている資料なのかとか、そういった部分も精査して、収蔵すべき資料かどうかというのはやはりきちんと定めて、受ける物は受ける、お断りする物はお断りするといった形で、現在対応してございます。

それから、図書館にも寄贈なり、ある資料もございますけれども、そのすみ分けといいますか、やっぱり書物であるとか、絵図であるとか、そういったものについては図書館のほうで収蔵し、それ以外の例えば何でしょう……美術工芸品であるとか、彫刻なり、そういった類のものについては博物館でといった形で、一応そういうすみ分けをしている状況でございます。

○教育部長(成田正彦) 博物館が今もう手狭だ、所蔵庫が手狭だということもありまして、今現在の博物館の収蔵のその基準といいますか、としては、全国的にやっぱり著名な作家の作品であるとか、あとはやはり津軽家に関わる貴重な作品、やはり一品しかない、一点しかないものとか、そういったものについては、やっぱり博物館でしっかりと収蔵していきたいというところでは。

博物館の中の収蔵庫は空調設備がしっかり整っているのですけれども、今はもう飽和状態で、空調設備がなくてもいいような民具とか、そういったものについては大成のほうの収蔵庫とか、そちらのほうに移したりもしている状況です。

やっぱりもう少し広いスペースを今後は確保していく必要があるというふうには考えておりますので、その辺は今後また、どういった場所にどういった施設が造れるのかというのは、教育委員会の中でも検討していく必要があるというところでは。

図書館とのすみ分けといいますか、それについてですけれども、先ほど言ったものについては博物館でしっかりお受けしますと。それ以外で、もし寄贈したいというもので、図書館のほうでもやはり紙資料が当然中心になりますけれども、そういったものでお受けできるものは図書館のほうでも受けるような形で、そこはちょっと区別されているというところがございます。

○委員長(今泉昌一委員) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時54分 散会】